

北海道告示第10317号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年4月1日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン室蘭店
室蘭市東町2丁目4番32号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン北海道株式会社 代表取締役 星野 三郎
札幌市白石区本通21丁目南1番10号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン北海道株式会社 代表取締役 柴田 祐司
札幌市白石区本通21丁目南1番10号

(変更後) イオン北海道株式会社 代表取締役 星野 三郎
札幌市白石区本通21丁目南1番10号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者氏名	住 所
イオン北海道株式会社	代表取締役 柴田 祐司	札幌市白石区本通21丁目南1番10号
北カナガワ株式会社	代表取締役 小倉 良一	東京都台東区蔵前4丁目3番9号
有限会社エム・ケイ企画	代表取締役 栗山 誠	札幌市東区北25条東14丁目3-8
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南2丁目11番31号
有限会社寺田生花店	代表取締役 寺田 澄男	登別市中央町6丁目1番地6
有限会社ツケダ薬局	代表取締役 附田 英伸	室蘭市中島町3丁目27番17号
有限会社イシイ	代表取締役 石井 芳子	室蘭市輪西町1丁目28番8号
株式会社わかさいも本舗	代表取締役 日角 敏隆	虻田郡洞爺湖町字洞爺湖温泉108番地の1
有限会社水越茶舗	代表取締役 水越 とし子	室蘭市中島本町1丁目22番6 ライフヒルズ中島 弐番館401
株式会社プラザクリエイト	代表取締役 大島 康広	東京都千代田区5番町1番地
株式会社藤屋時計店	代表取締役 前田 弘子	室蘭市輪西町1丁目19番5号
株式会社いたがき	代表取締役 板垣 秀人	室蘭市輪西町1丁目26番2号
株式会社キング	代表取締役 山田 幸雄	東京都品川区西五反田2丁目14番9号

(変更後)

小売業者名	代表者氏名	住 所	変更したもの
イオン北海道株式会社	代表取締役 星野 三郎	札幌市白石区本通21丁目南1番10号	①
北カナガワ株式会社	代表取締役 小倉 良一	東京都台東区蔵前4丁目3番9号	
有限会社エム・ケイ企画	代表取締役 栗山 誠	札幌市東区北25条東14丁目3-8	
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南2丁目11番31号	②
有限会社寺田生花店	代表取締役 寺田 澄男	登別市中央町6丁目1番地6	

有限会社ツケダ薬局	代表取締役 附田 英伸	室蘭市中島町3丁目27番17号	
有限会社イシイ	代表取締役 石井 芳子	室蘭市輪西町1丁目28番8号	
株式会社わかさいも本舗	代表取締役 日角 敏隆	虻田郡洞爺湖町字洞爺湖温泉108番地の1	
有限会社水越茶舗	代表取締役 水越とし子	室蘭市中島本町1丁目22番6 ライフヒルズ中島 弐番館401	
株式会社プラザクリエイト	代表取締役 大島 康広	東京都千代田区5番町1番地	
株式会社藤屋時計店	代表取締役 前田 欣保	室蘭市輪西町1丁目19番5号	③
株式会社いたがき	代表取締役 板垣 秀人	室蘭市輪西町1丁目26番2号	
株式会社キング	代表取締役 山田 幸雄	京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番1	④

(4) 変更の年月日

- 上記(3)のア及びイ① 平成26年5月23日
上記(3)のイ② 平成26年4月28日
上記(3)のイ③ 平成24年7月4日
上記(3)のイ④ 住所錯誤のため変更日なし

(5) 変更する理由

- 上記(3)のア及びイ① 代表者変更のため
上記(3)のイ② 代表者変更のため
上記(3)のイ③ 代表者変更のため
上記(3)のイ④ 住所錯誤のため

2 届出年月日

平成28年3月14日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年4月1日(金)から同年8月1日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで